

第3回 制度デザイン検討ワーキンググループ

経済産業省
イノベーション・環境局 研究開発課

1. 議論の振り返りと今後の方向性の確認

- i. 対象となる知的財産権由来の所得**
- ii. 自己創出比率**
- iii. 対象所得の損益通算**
- iv. 経産省による証明書の交付手続き**

2. ガイドライン策定に向けた今後の流れ

ガイドライン策定の論点まとめ

1. 対象となる知的財産権由来の所得

- ① 対象知財に加え、ノウハウ・図面・データ・マイナーアップデート（バグ修正等）が含まれる取引の場合
- ② 対象知財と対象外知財が含まれている取引の場合
- ③ クロスライセンス
 - i. 元々クロスライセンス取引であったものを分けて契約し直した場合
 - ii. クロスライセンス取引において差額が生じている場合
- ④ 第三者にサブライセンス付ライセンスをして関連者にサブライセンスされる場合
- ⑤ 一つの対象知財を複数の相手先にライセンスしている場合の、収益から減算する費用（管理費用等）の算出

2. 自己創出比率

- ① 対象知財に関連する研究開発の範囲

3. 対象所得の損益通算

4. 経産省による証明書の交付手続き

- ① AI関連プログラムの証跡
- ② 一度証明を受けた内容を継続申請する場合
- ③ 手続きのスケジュール
- ④ 取引の相手方における目的・用途

対象知財等に加え、ノウハウ・図面・データ・マイナーアップデート（バグ修正等）が含まれる場合

- 対象知財とノウハウ等が一体不可分という表現は、一体不可分でなければならないという絶対的な印象を持たれかねない。特許だけライセンスするケースがあるという事実をもって、特許とノウハウを組み合わせたケースは一体不可分でない判断されてしまうことを懸念している。一体不可分の判断は、相手先や時点によって異なるため、状況に応じて判断されるべきである。ガイドラインに一体不可分に関するOK・NGの例示を記載して欲しいとの要望あり。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

租税特別措置法第59条の3に、「特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行つた特許権譲渡等取引にあつては、その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に限る。」と明記されており、契約書に対象知財に係る対価の額あるいは対象知財に係る対価が全体対価に占める割合が記載されている場合であつて、その額や割合が適正であるものが対象となる。

対応の方向性

英国は、特許権とそれ以外の無形資産が同じライセンス取引の契約に含まれている場合であつて、当該それ以外の無形資産が特許権に関連するものであり、ライセンスする目的が特許権をライセンスする目的と同じである場合には、特許権と当該それ以外の無形資産を含めたライセンス料全てをパテントボックス税制の対象としても良いとガイドラインで示している。日本の制度において、意匠権などの知財は対象外だが、ノウハウ等が一体となっているライセンス取引については、現状の法令を踏まえて対象知財に係る所得は対象知財ごとに対価の額を明らかにすることが原則。その上で、「ノウハウ等が知財と一体不可分であり切り出せない取引」の範囲について、外延を整理することとなっており、ガイドラインにおいて以下のように示したい。

ガイドライン文案

※税務当局と調整事項、あるいはOECDルールの関係で柔軟な対応が難しい・変更の可能性がある部分

対象知財が含まれる取引であつて、ノウハウ・図面・データ・マイナーアップデート等、対象知財とライセンス目的が同じであるものの明確に権利化されていないものが付随しており、それらが付随していないと相手方が対象知財の使用ができない場合、一体化した取引として取り扱います。相手方が対象知財を使用するためにノウハウ等が必要であつたかどうか契約書や交渉経緯等を証拠として保管しておく必要※があります。

(参考) 租税特別措置法 第三節の三 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例

第59条の3 第1項

青色申告書を提出する法人が、令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この項において「対象事業年度」という。）において、特許権譲渡等取引（居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。）若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。以下この項において同じ。）に対する特定特許権等の貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三十に相当する金額は、当該対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該法人が当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引（**特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行つた特許権譲渡等取引にあつては、その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に限る。**以下この号において同じ。）に係る特定特許権等のいずれについてもその特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額として政令で定める金額が当該法人の令和七年四月一日前に開始した事業年度において生じていない場合又は当該対象事業年度が令和九年四月一日以後に開始する事業年度である場合 当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引ごとに、(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額のうちに(3)に掲げる金額の占める割合（(2)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額を合計した金額

(1) **当該特許権譲渡等取引に係る所得の金額として政令で定める金額**

(2) 当該対象事業年度及び当該対象事業年度前の各事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額として政令で定める金額の合計額

(3) (2)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

ロ イに掲げる場合以外の場合 (1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額のうちに(3)に掲げる金額の占める割合（(2)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額

(1) 当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引に係る所得の金額として政令で定める金額の合計

(2) 当該対象事業年度及び当該対象事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額の合計額

(3) (2)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

二 当該対象事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

対象知財と対象外知財が含まれている取引の場合

- 実務上は、対象知財と対象外知財（令和6年3月以前に登録した特許や未登録特許等）が混在しており、交渉により全体の価格を決めているケースが多く、契約に含まれる個々の知財の価格を決定することは困難。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

租税特別措置法第59条の3に、「特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行つた特許権譲渡等取引にあつては、その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に限る。」と明記されており、契約書に対象知財に係る対価の額あるいは対象知財に係る対価が全体対価に占める割合が記載されている場合であつて、その額や割合が適正であるものが対象となる。

対応の方向性

令和6年3月以前に取得した特許等が含まれ、対象知財に係る対価の額が明らかにされていない取引の場合は、「その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合」には該当しないと考える。ただし、各特許権に係る対価の額が全体の取引額に占める割合や対価の按分について契約上明らかである場合には対象の取引とする。

ガイドライン文案

※税務当局と調整事項、あるいはOECDルールの関係で柔軟な対応が難しい・変更の可能性がある部分

「各特許権に係る対価の額は、特許権A（適格）●%、特許権B（非適格）●%、ノウハウ提供料：●%で按分する」や「契約総額の●%相当額が特許権A（適格）のライセンスに係る対価である」といったことが、契約書に記載されているなど、契約上明らかである場合には、「その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合」に該当します。

元々クロスライセンス取引であったものを分けて契約し直した場合

- 本来クロスライセンス契約であるような取引を、分けて契約することで適用対象となる可能性があるが、どのように考えるべきか。互いに相場よりも高い金額でライセンス契約を結ぶことで、所得を大きくしようとする可能性がある。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

租税特別措置法第59条の3に、「特許権譲渡等取引（居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。）若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。以下この項において同じ。）に対する**特定特許権等の貸付け**（特定特許権等に係る権利の設定その他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合」、「特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行つた特許権譲渡等取引にあつては、**その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に限る。**」と明記されており、元々クロスライセンスであったとしても契約において対価の額が明らか且つその額が適正である場合には対象となる。

対応の方向性

契約において対価の額が明らかであり、その額が適正であるものは対象。ロイヤルティ料の設定は商慣行上ある程度の範囲に収まることが想定されるほか、同一の知財について、他の取引との比較によって明らかに相場よりも高い金額でライセンスされている取引があれば、是正される。

ガイドライン文案

元々クロスライセンスであったものをそれぞれ契約を分けて互いにライセンスし合う場合は、その契約において対象となる知財の対価の額が明らかである場合は対象です。

クロスライセンス取引において差額が生じている場合

- クロスライセンス取引において差額が生じている場合、制度の対象となるのか。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

租税特別措置法第59条の3に、「特許権譲渡等取引（居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。）若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。以下この項において同じ。）に対する**特定特許権等の貸付け**（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合」、「特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行つた特許権譲渡等取引にあつては、**その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に限る。**」と明記されており、元々クロスライセンスであったとしても契約において対価の額が明らか且つその額が適正である場合には対象となる。

対応の方向性

本来的にはクロスライセンスであっても契約においてそれぞれ対象知財に係る対価が明らかである場合には対象となるが、実態としては対価の額を決めるのではなく、知財の価値のバランスを考慮してお互いの価値が同等となるよう契約し、バランスがとり切れない場合に差額の精算が生じる。クロスライセンスにおいて差額の受取が生じている場合、契約においてその差額部分の対価の額が明らかであるものは対象。

ガイドライン文案

クロスライセンス契約においても、相互の有している特許権のバランス等を考慮し、使用料の差がある場合に、差額分の使用料の支払いが発生する場合があります。この差額分の対価の額が契約において明らかである場合、対象となる知的財産権由来の所得を計算する際に算入されることになります。

第三者にサブライセンス付ライセンスをして関連者にサブライセンスされる場合

- 第三者にサブライセンス付ライセンスをして関連者にサブライセンスされる場合について、制度の対象となるかどうかどのように判断すれば良いか。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

租税特別措置法第59条の3に、「特許権譲渡等取引（居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。）若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。以下この項において同じ。）に対する特定特許権等の貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合」とあり、対象となるライセンス所得は関連者に係るものを除くことのみ規定。

対応の方向性

租税特別措置法において、対象となるライセンス所得は関連者を除くことのみ規定されており、第三者にサブライセンス付ライセンスをしているのであれば、対象知財のライセンスを直接的に行っているのは第三者であるため対象となる。なお、対象となる知財かどうかについて、任意で取引の目的や用途を経産省にて確認することとしているが、サブライセンス先の取引目的や用途について商慣行上把握することは困難であるため、制度運用上の混乱を回避するためにも、経産省では直接ライセンスする相手方について確認することとする。

ガイドライン文案

特許権を有している複数の企業が、いわゆるパテントプールを形成し、パテントプールのための法人に知的財産権を集約した上で、その組織が第三者にサブライセンス契約を締結することで対象となる特許権の実施を許諾する取引形態が考えられます。

この場合、対象知的財産権を有する企業は、パテントプール会社等との間でライセンス契約を締結することになるため、サブライセンス先に関連者がいるかどうかに関わらず、このライセンス契約が本税制上の適格ライセンス取引に該当することになります。

1. 対象となる知的財産権由来の所得

一つの対象知財を複数の相手先にライセンスしている場合の、収益から減算する費用（管理費用等）の算出

- 通常企業で行われる原価計算等の方法とは違う方法であると実務負担が生じる可能性がある。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

租税特別措置法施行令第35条の3第2項・3項において、「当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引ごとに、当該特許権譲渡等取引に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から、前項各号に掲げる当該特許権譲渡等取引の区分に応じ当該各号に定める金額を減算した金額」とあり、取引ごとに収益から経費を減算する必要がある。

対応の方向性

各企業の原価計算の方法はそれぞれ異なるため、制度運用上、恣意性を回避するために原則的な按分方法を明示する。

(i)対象知的財産権（特許権やAI関連ソフトウェアに係るプログラムの著作権）の取得・維持に係る費用と、(ii)特許権譲渡等取引に係る費用で扱いを分け、(i)の費用は対象知財が含まれる取引数で按分、(ii)に係る費用は、対象となる取引の収益額で按分することとする。

ガイドライン文案

(i)対象知的財産権（特許権やAI関連ソフトウェアに係るプログラムの著作権）の取得・維持に係る費用は知財単位で支払われるものであることから、適用対象年度において申請のあった取引のうち、当該対象知的財産権の含まれている取引の数により費用の按分し、その按分した額を収益から減算します。

(ii)特許権譲渡等取引に係る費用（弁護士等に支払う費用取引に要する人件費等）は取引内容に応じた額が支払われるものであることから、取引全体の収益額と取引の中の当該対象知的財産権による収益額の割合を(ii)の費用に乗じて、その額を収益から減算します。

(参考) 対象所得に関連する法令の記載

租税特別措置法 施行令 第35条の3 第2項 第1号・第2号

- 一 特定特許権等（法第五十九条の三第二項第二号に規定する特定特許権等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の譲渡次に掲げる額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額
 - イ 当該特定特許権等の譲渡に係る原価の額
 - ロ 当該特定特許権等の出願、審査、登録又は維持に要する費用（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた次号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の他の者に対する移転の登録に要する費用に限る。）の額
 - ハ 当該特定特許権等に関して弁護士その他の専門家に支払う費用（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた次号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の譲渡に伴い支払う費用に限る。）の額
 - ニ 当該特定特許権等の譲渡に係る対価を回収することができないことにより受ける損失を填補する保険の保険料の額
 - ホ 当該特定特許権等の譲渡に関する事務に要する人件費その他の費用の額
- 二 前号に掲げるもの以外の特許権譲渡等取引 次に掲げる額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等が当該対象事業年度において行つた他の特許権譲渡等取引（特定特許権等の譲渡を除く。）に係るものに該当する場合には、当該他の特許権譲渡等取引に係る部分の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額を除く。）の合計額
 - イ 当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等の償却費の額
 - ロ 当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等の出願、審査、登録又は維持に要する費用（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた前号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の他の者に対する移転の登録に要する費用を除く。）の額
 - ハ 当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に関して弁護士その他の専門家に支払う費用（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた前号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の譲渡に伴い支払う費用を除く。）の額
 - ニ 当該特許権譲渡等取引に係る特許権に係る特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する発明が共同でされた場合における当該特許権に係る他の発明者に対して支払う当該発明の使用料の額
 - ホ 当該特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第二項第二号ロに掲げるもの（ホにおいて「著作物」という。）が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十二号に規定する共同著作物である場合における当該著作物の創作をした他の者に対して支払う当該著作物の使用料の額
 - ヘ 当該特許権譲渡等取引に係る対価を回収することができないことにより受ける損失を填補する保険の保険料の額
 - ト 当該特許権譲渡等取引に関する事務に要する人件費その他の費用の額

対象知財に関連する研究開発の範囲

- 自己創出比率の計算において、対象知的財産の創出に関連する研究開発の範囲をどのように考えるべきか。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

BEPS Action5 パラグラフ55

The nexus approach was designed to require a link between expenditures, IP assets, and IP income, and taxpayers must track to IP assets. However, where such tracking would be unrealistic and require arbitrary judgements, jurisdictions may also choose to allow the application of the nexus approach so that the nexus can be between expenditures, products arising from IP assets, and income.

ネクサス・アプローチは、支出、IP資産、及びIP所得の間の関連性を要求するよう設計されており、納税者はIP資産まで追跡しなければならない。しかし、そのような追跡が非現実的であり、恣意的な判断を必要とする場合、法域によっては、支出、IP資産から生じる製品、所得の間の関連性のあるネクサス・アプローチの適用を認める。

対応の方向性

※税務当局と調整事項、あるいはOECDルールの関係で柔軟な対応が難しい・変更の可能性がある部分

“関連する研究開発”とは、**対象知的財産権をまさに生み出した研究開発のプロジェクト**とする。本税制の運用上の混乱や恣意的な運用を防ぐため、**先行して実施されていた別のプロジェクトについては、関連する研究開発プロジェクトとの技術的・人的なつながりを完全に否定することのできない場合であっても、“関連する研究開発”の対象外とすることを原則とし、先行する研究開発プロジェクトが一体となっていると明らかなものは含める**こととする。

ガイドライン文案

“関連する研究開発”とは、原則として、対象知的財産権をまさに生み出した研究開発のプロジェクトとします。なお、先行して実施されていた別のプロジェクトであっても、①当該別のプロジェクトが、対象知的財産権をまさに生み出した研究開発プロジェクトと一体となって対象知的財産を生み出したものであることを明らかに証明できるもの、②社内の研究開発計画では一体となっているプロジェクトとされているものの、申告法人内のシステム上の事務的な都合により分離されているものについては、それらの複数のプロジェクトを合わせたものを“関連する研究開発”として取り扱います。

(参考) 経過措置期間における自己創出比率の計算方法について

- 令和7年4月1日以後、令和9年3月31日前に開始する事業年度である場合かつ
- 対象となる知財に関連する研究開発に係る研究開発費の額が、令和7年4月1日前に開始した事業年度において生じている場合

対象事業年度・前年度・前々年度の企業全体の研究開発費の合計額で計算

$$\text{自己創出比率} = \frac{\text{適格研究開発費（※1）}}{\text{研究開発費合計額（※2）}}$$

(※1) 適格研究開発費：研究開発費合計額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のもの。

適格研究開発費 = (研究開発費の額) - (対象知財の取得費・支払ライセンス料)
- (国外関連者への委託試験研究費) - (PEで行った事業に係る研究開発費)

(※2) 研究開発費合計額：当該対象事業年度及び当該対象事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額（※3）の合計額

(※3) 研究開発費の額：研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額。

対象所得の損益通算

- 制度対象所得はどのように損益通算すべきか。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

BEPS Action5 Note14

Jurisdictions should also use any tax losses associated with the IP income in a manner that is consistent with domestic legislation and that does not allow the diversion of those losses against income that is taxed at the ordinary rate.

また、各税管轄区域は、IP所得に関連する税務上の損失を、国内法制と整合的な方法で使用し、通常の税率で課税される所得に対する損失の流用を認めないようにしなければならない。

とあり、OECDにも直接確認したところ、赤字取引と黒字取引を通算しなければならないルールとなっている。

対応の方向性

OECDにおいて損益通算・繰越の方法について認められた方法を参考に、単年度の対象となる取引の損益を通算した結果、ゼロ以下になった場合は、翌年度以降、対象取引の損益額合計が黒字になった年度に繰越して通算することを想定する。損益通算・繰越については租税特別措置施行令・施行規則に規定される。

ガイドライン文案

複数パターンの通算の事例を記載する。

（参考）所得の損益通算に関するBEPSの記載

BEPS Action 5 Chapter4 E. Overall income paragraph 47.

Overall income should be defined in such a way that the income that benefits from the regime is not disproportionately high given the percentage of qualifying expenditures undertaken by qualifying taxpayers. This means that overall income should not be defined as the gross income from the IP asset, since such a definition could allow 100% of the net income of qualifying taxpayers to benefit even when those taxpayers had not incurred 100% of qualifying expenditures. Overall income should instead be calculated by subtracting IP expenditures allocable to IP income and incurred in the year from gross IP income earned **in the year**¹⁴.

<Note14>

IP expenditures will be calculated by applying the ordinary domestic tax law provisions (i.e. not using specific provisions in IP regimes). Jurisdictions may limit expenditures allocable to IP income to ensure that the use of such expenditures is consistent with domestic legislation. Jurisdictions should also use any tax losses associated with the IP income in a manner that is consistent with domestic legislation and that **does not allow the diversion of those losses against income that is taxed at the ordinary rate.**

総所得は、適格納税者が行った適格支出の割合から見て、この制度の恩恵を受ける所得が釣り合いに高くないように定義されるべきである。なぜなら、このような定義では、適格な納税者が適格な支出を100%行っていない場合でも、適格な納税者の純所得の100%が恩恵を受けることになりかねないからである。その代わりに、総所得は、その年に稼得されたIP資産による総所得から、**その年に発生し**、IP所得に配分可能な知的財産支出を差し引いて計算されるべきである。

<Note14>

知的財産支出は、通常の国内税法の規定を適用して計算される（すなわち、知的財産制度の特定の規定は使用しない）。各税管轄区域においては、IP所得に配分可能な支出を制限し、そのような支出の用途が国内法制と整合的であることを保証することができる。また、各税管轄区域はIP所得に関連する税務上の損失を、国内法制と整合的な方法で使用すべきである。また、各税管轄区域は、**IP所得に関連する税務上の損失を、国内法制と整合的な方法で使用し、通常の税率で課税される所得に対する損失の流用を認めないようにしなければならない。**

IPから得られる所得の損益通算及び翌年への繰越についてOECDにも直接確認したところ、IP所得が黒字になるまで計算から除外することは租税回避の機会になるため利益が出るまで計算除外していることを禁止しなければならない、即ち赤字取引と黒字取引を通算・繰越しなければならないルールであった。

AI関連プログラムの証跡

- AI関連プログラムであるかどうかの確認は、経済産業省への申請前に業界団体が行う。対象となるAI関連ソフトウェアであることを示す証憑は、営業秘密に該当するものを避けた上で、どういったものが提出可能か。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

AI関連プログラムの定義の詳細は、経済産業省の省令である「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令」において次頁のように規定する予定。

その上で、告示において、経済産業省への申請の際に、「あらかじめ、人工知能関連プログラム著作物に該当することを証する書類を添付しなければならない」と規定する予定。

対応の方向性

経済産業省への申請の際に、AI関連プログラムに該当することを証する書類が必要となるが、民間の業界団体がその事務を担うことになるため、確認に際しては、営業秘密に該当する情報は極力出さずに確認できるようにしたい。具体的にはP.19に示した確認証跡（案）を提出いただくこととする。

ガイドライン文案

AI関連であるか否かの判定は、経済産業省の証明書の交付手続きに際して、事前に専門的知見を有する第三者から AI関連プログラム著作権に係る証明を受けることになります。その際、当該第三者は、申告法人から申請のあった対象プログラムがAI関連プログラムの定義に規定される機能を発揮するものか、研究開発の内容がAI関連の定義に該当する要素の創出につながっているか否かについて確認し、証明書を発行します。

AI関連プログラムの定義に規定される機能を発揮するものかを確認するための証跡としては、プログラム区分ごとに以下の証跡を提出する必要があります。

（P.18のリストを掲載）

(参考) 対象知財の範囲に関連する法令の記載

租税特別措置法 第59条の3 第2項 第2号

特定特許権等 次に掲げるもののうち我が国の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるもの（第五号イにおいて「適格特許権等」という。）であつて、前項の法人が令和六年四月一日以後に取得又は製作をしたものをいう。

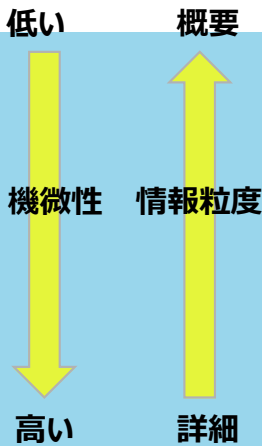
イ 特許権

- 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二に規定するプログラムの同項第一号に規定する著作物

参考 –AI関連プログラム著作物であることの確認証跡（案）–

- 研究開発の内容を記した以下資料を想定
 - 一般公開資料（ソフトウェア/サービスのカタログ、パンフレット、リーフレット、HP、スペック表等）
 - 顧客等向けの提案・説明資料
 - 要件定義書/機能説明書/機能設計書相当のもの
- プログラム設計書/内部設計書相当のもの（Gitやプルリクエストなどのログを含む）
- ソースコード相当のもの

現実的な運用を考えると、この粒度までの証跡提出が限界ではないか



プログラム区分	具体例	証跡案（共通）	証跡案（個別）
制御・基本ソフトウェア （ハードウェア制御、仮想化、OS等）	GPU as a Service等	・ 機能概要（機能説明書相当）	・ 仕様（GPU/CPU, コア数, メモリ量, ディスク容量, 回線等）
AIモデル（基盤モデル、基礎モデル）	GPT、tsuzumi、PLaMo等	・ 機能概要（機能説明書相当） ・ 性能評価結果（ベンチマークテスト）	・ ベースアーキテクチャ（transformer等のモデル・フレームワーク） ・ 使用GPU量（世代, ノード数等） ・ 学習手法
AIモデル（個別/特化モデル）	製薬特化モデル等		・ 追加/強化学習の元となるAIモデル ・ 学習手法
機械学習・開発支援ツール	開発ライブラリ（Pytorch、LangChain）等	・ 機能概要（機能説明書相当）	・ ライブラリー一覧 ・ 既存の公開/他社ライブラリを拡張している場合はそのライブラリの明示
学習データ支援ツール	タグ付ツール等	・ 機能概要（機能説明書相当）	・ アノテーション/タグ付けの手法 ・ 効率性能等評価結果
AI共通支援機能	RAG等	・ 機能概要（機能説明書相当）	・ 専らAIの性能向上目的のための支援機能であることの証左 （それ単体で別用途にも使えるものは原則NG）

一度証明を受けた内容を継続申請する場合

- ライセンス契約は単年で終了するものもあれば、数年続くものもある。証明書申請の手続きに関しては、毎年の実施は手間であり、経産省の確認の手間にもなると思う。一度承認されたものは、次年度以降は簡略した手続で進められることも検討して欲しい。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

経済産業省による確認の手続きについては、経済産業省の告示である「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等」において規定する予定。

対応の方向性

※税務当局と調整事項、あるいはOECDルールの関係で柔軟な対応が難しい・変更の可能性のある部分

複数年続くライセンス契約について、一度証明された取引の内容に関する継続的な申請を行う場合は、確認する項目を簡略化する。特定の取引について、過去に一度証明を受けた取引については、特許権等に関する情報は申請不要とし、取引に関する情報のみ申請いただくこととする。同一の契約内容の取引で、取引先が追加になった場合は、追加された取引先を記載いただく。

ガイドライン文案

複数年継続して契約しているライセンスについては、過去に一度その取引に関連する特許権等に関する情報を経済産業省において確認していることから、様式●（取引関連特許権等に関する情報）の提出は不要であり、その取引が継続的に行われていることに関して、様式●（取引関連特許権等の活用状況に関する情報）を提出してください。なお、同一の取引内容で、取引先が追加になった場合は、追加された取引先のみ様式●に記載してください。

手続きのスケジュール

- 手続きフローについて、事業会社の事業年度末日の60日前から30日後の期間に申請し、60日以内に経済産業大臣の証明書を交付するスケジュールは厳しいと思う。多数の申請があった場合に、手続き上、間に合うのか。企業が用意できた段階から受け付けてもらえると良い。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

経済産業省による確認の手続きについては、経済産業省の告示である「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等」において規定する予定。

対応の方向性

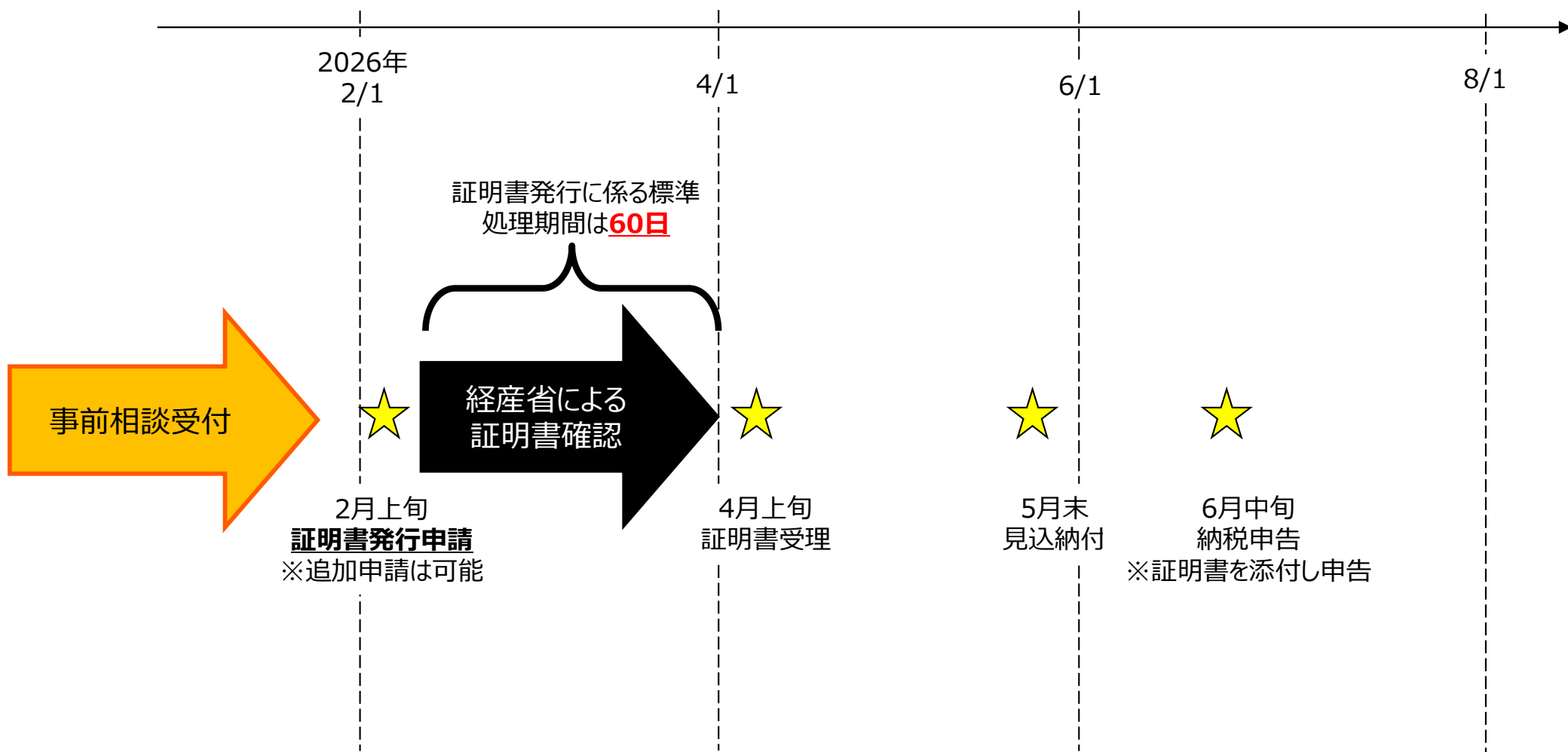
事業年度末日に近いタイミングであれば、当該事業年度のライセンス取引及び譲渡取引の状況が概ね分かるはずであり、その段階で申請書を経済産業省に提出していただくこととする。事業年度の途中で申請書を用意できる場合もあるが、事業年度末が3月末の企業が多い中、執行の効率化の観点から、申請の期間を事業年度末日の60日前～30日後の期間に申請いただくこととする。なお、申請書準備にあたっての事前相談については通年で対応する。なお、申請期間については、今後執行状況を踏まえながら、状況に応じて見直しを検討する。

ガイドライン文案

企業は、イノベーション拠点税制の適用を受けるために経済産業省に申請書を提出する必要があります。様式●～●の書類について、必要事項を記入の上、事業会社（納税対象者）の事業年度末日の60日前～30日後の期間に経済産業大臣への証明書交付申請を行う必要があります。経済産業省内で基準を満たしているか等の審査を行い、申請から60日以内に経済産業大臣による証明書を交付します。税務申告の際、この証明書を添付の上、申告を行ってください。なお、申請に先立って経済産業省への事前相談を行うことが可能です。事前相談は通年で対応しており、本申請の際の手続きがスムーズになりますので、ご活用をお勧めします。

(参考) 3月決算企業におけるフローのイメージ

- 3月決算企業における証明書発行に係るフローのイメージは以下のとおり。(4月上旬に証明書の発行を受けたい企業の場合)
- 証明書発行は、決算期にまとめて行うこととし、経済産業省による申請書の標準処理期間は、60日とする。



取引の相手方における目的・用途

- 申請書の様式において、「取引先における取引の目的・用途」に関する記入欄があるが、取引先が開示しないことが懸念される。記載は任意にして欲しい。

議論の前提（BEPS、法律、政令で決まっていること）

対象の知財については、産業競争力強化法の下位法令である「産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令」において、「専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されるものでないこと。」が規定されている。

対応の方向性

対象の知財であるかどうかを判断するために、取引の相手方でどのように当該知財が使用されているかを確認する必要があるため、様式において「取引先における取引の目的・用途」を任意で記載いただくか、「専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されるものでないこと」を契約において記載いただくか、これらの事業の用に供されるものでないことについて取引先から一筆書いていただく（参考様式は経産省で用意）など、対象知財であることを示していただく。

ガイドライン文案

企業は、申請する知財について、産競法の省令において規定されている「専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業の用に供されるものでないこと。」を示す必要があるため、様式4において「取引先における取引の目的・用途」を記載いただくか、これらの事業の用に供されるものではないことについて契約において明らかにした上で契約書の写しを経済産業省に提出いただくか、これらの事業の用に供されるものでないことについて取引先に確認した証跡を提出いただくなどの対応が必要。

1. 議論の振り返りと今後の方向性の確認

- i. 対象となる知的財産権由来の所得
- ii. 自己創出比率
- iii. 対象所得の損益通算
- iv. 経産省による証明書の交付手続き

2. ガイドライン策定に向けた今後の流れ

研究会スケジュールとアジェンダ（案）

